

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
許 認 可 等 名	危険物施設の完成検査
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第11条第5項
連 絡 先	(電話656-1193)
審 査 基 準	<p>完成検査は、消防法第11条第5項により、「消防法第10条第4項の技術上の基準に適合している」か否かを検査するものである。</p> <p>なお、当該規定の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙関係通知を参考とする。</p>
	<p>(提出方法)</p> <p>設置又は変更の許可を受けた者は、危険物製造所等完成検査申請書(危険物の規制に関する規則別記様式第8)又は移送取扱所完成検査申請書(危険物の規制に関する規則別記様式第9)2部を徳島市長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。</p> <p>(手数料)</p> <p>申請に伴い手数料が必要となりますが、危険物施設区分、設置又は変更、指定数量の倍数、容量等によって異なります。詳しくは、消防事務手数料条例をご覧ください。</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 3日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>